

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に関し、法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小児慢性特定疾病医療費 法第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費をいう。
- (2) 指定医 法第19条の3第1項に規定する指定医をいう。

(小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請等)

第3条 法第19条の3第1項の申請及び法第19条の5第1項の変更の申請（自己負担上限月額の変更、受療を希望する指定医療機関の変更又は追加及び支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称の変更又は追加に限る。）は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(小児慢性特定疾病医療費の支給認定等)

第4条 市長は、前条の申請を受け、法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定をしたときは、船橋市小児慢性特定疾病医療受給者証（第2号様式。以下「受給者証」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ小児慢性特定疾病医療費自己負担上限額管理票（第3号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

- 2 市長は、前条の申請を受け、法第19条の5第2項に規定する医療費支給認定の変更の認定をしたときは、受給者証に当該変更の認定に係る事項を記載するものとする。
- 3 市長は、前条の申請を受け、法第19条の3第4項の規定に基づき医療費支給認定をしないときは、小児慢性特定疾病医療費支給認定却下決定通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知する。

(受給者証の記載事項の変更)

第5条 省令第7条の9第3項の規定により、受給者証の記載事項に変更が生じたとき（第3条に規定する変更又は追加を除く。）は、小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、受給者証に当該変更に係る事項を記載するものとする。

(受給者証の再交付の申請)

第6条 省令第7条の23に規定する受給者証の再交付の申請は、小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書（第6号様式）により市長に申請しなければならない。

(医療費の申請及び支払)

第7条 省令第7条第3項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払を受けようとするときは、小児慢性特定疾病医療費申請書（第7号の1様式）及び小児慢性特定疾病医療費証明書（第7号の2様式。ただし、他の書類により小児慢性特定疾病医療費の支給額の確認ができると判断した場合はこの限りではない。）に診療内容の明らかな領収書、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、小児慢性特定疾

病医療費の支給額を決定し、その旨を船橋市小児慢性特定疾病医療費支給可否決定通知書（第8号様式）により当該申請した者に通知するとともに、支給することと決定したときは、口座振替により支払うものとする。

（移送等の費用の支給認定の申請）

第8条 移送、施術又は治療材料に要する費用の支給を受けようとする者は、小児慢性特定疾病医療移送等費用支給申請書（第9号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、支給の可否を決定し、その旨を小児慢性特定疾病医療移送等費用支給可否決定通知書（第10号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により支給する旨の決定の通知を受けた者は、小児慢性特定疾病医療移送等費用請求書（第11号様式）により、市長に請求しなければならない。

（指定医の診断書）

第9条 法第19条の3第1項に規定する指定医の診断書は、国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて運営されている小児慢性特定疾病情報センターのホームページに掲載されている小児慢性特定疾病医療意見書として市長が認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。